

地方公共団体の非識別加工情報の作成・提供に係る 効率的な仕組みに係る主な検討項目

9 作成組織と作成組織に対して情報を提供する地方公共団体との関係について

- 作成組織が、地方公共団体に情報の提供を求める際は、非識別加工情報の提供を受けることとなる事業者の名称や非識別加工情報の利用目的、提供先における適切な管理等に関する書面を地方公共団体に提出することとしてはどうか。
- 地方公共団体は、個人情報を提供する際に、作成組織に対して何らかの措置を求めることはせず、国において統一的な基準として、十分な安全管理措置等を設けるとともに、国の認定や監督等により適正な運用を確保してはどうか。
- 地方公共団体が、作成組織の活動状況を適切に把握できるように、作成組織は活動状況を公表する等としてはどうか。

データを利活用する民間事業者から作成組織に対して、非識別加工情報の活用に関する提案を行うことを前提に、作成組織から地方公共団体に対して情報の提供を要請することとし、当該提案内容及び要請等を踏まえ、地方公共団体が個人情報の提供を行う枠組みとしてはどうか。

具体的には、作成組織が地方公共団体に対してデータ提供を求める際に、以下の項目を記載した書面を提出することとし、地方公共団体は当該書面を確認した上で、提供することが適当ではないか。

(書面に記載する項目のイメージ)

- ・ 非識別加工情報の提供を受ける事業者の名称等
- ・ 加工の対象となる個人情報ファイルを特定するに足りる事項
- ・ 非識別加工情報の作成に用いる加工の方法を特定するに足りる事項
- ・ 非識別加工情報の利用の目的、方法、その用に供される事業の内容
- ・ 非識別加工情報の漏えいの防止その他適切な管理のために講ずる措置 等

また、国の行政機関等においては、保有個人情報を第三者に対して提供するにあたっては、原則として、提供先における利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等について書面をとりかわすこととされている。さらに、安全確保の措置を要求するとともに、必要があると認めるときは、提供前又は随時に実地の調査等を行い、措置状況を確認してその結果を記録するとともに、改善要求等の措

置を講ずることとされている(行政機関個人情報保護法第9条)。こうした第三者に対する個人情報の提供の際に個別具体的な措置を求めることができることとされている取扱いを踏まえ、地方公共団体が作成組織との間で、作成組織に関する統一的な基準として定める安全管理措置等の内容以外の措置を個別に求める取り決めをかわすことを可能とすることが論点となる。

作成組織の仕組みは、非識別加工情報を効率的に作成・提供するため、可能な限り、統一したルールにより運用されることが望ましい。そのため、個々の地方公共団体が、個人情報を提供する際に、各団体の事情により作成組織と独自の取り決めをかわすのではなく、作成組織の安全管理措置や従事者の義務等については、国が統一的な基準を設けた上で、国の認定及び監督行為をよってその適正な運用を確保することとし、地方公共団体は作成組織の提出する書面によって適正な取扱いであるか否かを確認することとしてはどうか。

また、保有する情報を提供する地方公共団体が、作成組織の運用状況を適切に把握し、住民等に対して説明することが可能となるよう、作成組織において、非識別加工情報の作成等の活動状況を定期的に公表等をするほか、地方公共団体からの説明の求めに適切に対応できる体制を設けることとしてはどうか。(こうした体制を構築していることを認定の段階で確認してはどうか。)国においても作成組織に対して監督行為を行った際には、適切に地方公共団体と情報共有を図ることとしてはどうか。